

平成 22 年第 3 回定例会 防災警察常任委員会

平成 22 年 9 月 30 日

益田委員

今日は二つのことを聞きたいと思います。

最初に、交通規制の問題からいきたいと思います。交通規制、これは答えてくれるのは交通規制課長かと思しますので、交通規制課というのがあるくらいですから、その辺ちょっと確認というか、当たり前のことを聞きます。

交通規制というこのことは、警察の権力というか権限の行使があると、こういう解釈でいいんでしょうか。

交通規制課長

交通規制につきましては、委員御指摘のとおり道路交通法に基づく都道府県公安委員会の権限でありますので、県警察におきましても、県公安委員会の管理の下、交通規制の実施事務に当たっているところであります。

益田委員

さて、そこでこの交通規制の問題なんですが、後でもやりますけれども、実は 3 年前にもこの交通規制問題について質問をしました。3 年間、要するに皆さん方の権力、権限というのはその行使という前提に立って、3 年前も質問しましたが、質問というより要望を述べておいたんですが、ほとんど今もって変化がないという実感しか私はないんですね。いや、変化はありますよというのなら後で聞かせてもらいますが、要するに皆さん方が思っているしやる権限、権力というのは、市民生活の奥深くまで入っているわけでありまして、その問題についてある程度やっぱりちゃんとお考えになるというか自覚された方がいいなと思うのがあるんです。

それは、私が 3 年前に取り上げたときの交通規制の状況と今と全く違っていると。それは何かというと、いわゆる環境問題が今非常に大きくクローズアップされている。しかもこの本会議でも各会派が CO₂、温暖化の問題をたくさん取り上げている、そういう状況です。

私は、前回のときは、どちらかということの中にあっただのは、窒素酸化物、NO_xの問題でした。これは両方とも人体に最終的には影響があるというふうになりますが、特に NO_x の問題については、かなり直接的な心配があって、様々な規制が行われて、その規制法というのもできました。これはかなり早くできました。改正法もできました。それで、そういうことをまず念頭に置くということが一つで、最初から種を明かしておきますが、余りやっていないのではないのという前提で僕は話していますから、違ったら反論していただいて結構ですから。

それで質問していきたいと思いますが、まず警察が行う交通規制、このことに対する基本的な考え方を教えてもらいましょうか。

交通規制課長

交通の規制につきましては、県民の日常生活に密接にかかわるものでありますことから、道路環境や交通実態、交通規制の方から、さらにはその交通規制によって与える影響等を総合的に検討いたしまして、合理的な必要最小限の交通規制を実施することを基本的な考え方としております。

益田委員

では、新たに交通規制を行う、こういう場合の基本的な手続をお聞きしましょう。

交通規制課長

先ほど申し上げたような観点を基に、具体的な手続につきましては、各警察署におきまして交通規制を検討する箇所の交通実態等の調査を行いますとともに、道路管理者や地域住民の方々の意見を基に計画を策定して、警察本部に上申していただきます。警察本部では、現地調査などを更に行いまして、規制内容を審査し、公安委員会の意思決定を経まして、現地に道路標識や標示を設置した段階で交通規制の効力が発生するということです。

益田委員

この前の質問の答弁も持っているんですが、道路規制を行った場合の状況、交通状況、それから周辺環境、すなわちこれは生活環境と言ってもいいと思いますが、それが変わったときには、その実態に合わなくなると。それについては規制の見直しをしますよと、こういうふうに皆さん方はお答えになりました。そのときの答えは年に1回、2月にやっているというふうにお答えになりました。これは今でも変わっていませんか。

交通規制課長

先ほど委員御指摘のとおり、県警察におきましては、毎年2月を交通規制の点検・見直しの強化月間と指定いたしまして、改善が必要なものにつきましては、地域住民や道路利用者の意見を踏まえながら、規制の実施の見直しを行っているところです。それ以外にも平素から御意見や御要望があった際には、検討を実施しているところであります。

益田委員

そのときの誰の御意見、御要望かは、そちらの答えは住民と、それからもう一つは交通の利用者という話がありました。僕はそのときに、利用者といったって一過性のもので通過してしまうんだし、そういうことは警察に言うなんてチャンスはないのではないのという話をしたら、インターネットで何でも言ってもらえばそれでいいんですよということでした。すなわち、かなり細かく情報はとりながら、それをやっているんですよという、こういう言い方でございましたが、ここで、私は時間規制の問題に特化して、余りばっと広げてしまうと、規制といってもいろいろなのがあるから、時間規制という問題についてちよっと特化して聞きたいと思います。

この時間規制の象徴的なものは、実は通学路だと、こういうふうに思っているんですが、こう思っている私の考え方はよろしいでしょうか。通学路は時間規制の結構象徴的なものだよと、それだけではないと言うかもしれませんけれども、そういう考え方でいいでしょうか。

交通規制課長

小学校周辺などの通学路につきましては、特定の時間に歩行者、特に児童や生徒が大勢通行することから、一定の時間を限定して指定方法の規制をかけているというところから、県内は多々ありますので、そういった意味で指定方向

の通行、進行禁止につきましては、通学路対策の一環として行っているところが多いということは認識しております。

益田委員

さて、そこで、ちょっと通学路の問題でたくさんありますから、あちこちばらばらした話ではなく、大体のこと、ざくっとしたイメージで僕は話をしますので、何度も言いますが違ったら違ったと言ってもらって結構ですから。

実は皆様方に事前に資料を頂きました。交通規制の見直しの実施状況ももらいました。平成20年、21年、22年のものをもらいまして、平成22年度は133件の中で、指定方法については見直しが53件というふうに書いてございます。この中に周辺住民の要望によって廃止した件数というのは把握できていませんか。できていなければまた後で別に資料をもらいます。周辺住民の要望によって廃止した件数というのは53件のうち何件でしょうか。

交通規制課長

先ほど委員御質問の53箇所につきましては、改正理由というのが統計はとっておりませんので、把握していません。

益田委員

それはまたここでやっても、ないものはないので、答えられないから結構です。

問題は、時間規制の場合はなぜここで通学路を言っているかということ、今大体ですよ、7時から9時だよ。それとこれもざくっとですが、16時から18時が大体セットになっている。何で7時から9時なのかと僕は前から分からないと言っているの。まず、9時という時間ですが、私は教育委員会も全部調べていろいろやりました。それから、今ゆとり教育というのがありまして、これが特に2002年から完全実施されておりまして、いわゆる週5日授業、これを完全実施なの。要するに土日は休みなんですよ。完ぺきに。

しかも、教育委員会に聞きますと、7時から9時の話ですが、8時半以降学校に来てくださいなんていうのはほとんどないそうです。ということは、8時半でいいのではないのか、この規制はと前に言ったんですよ。はいはいと皆さん方は、そのとき質問ではなかったから、うなずいていらしたことがあった。それから3年よ、3年。平成19年と言っていましたから。見直し、例えば年1回やったとしたら、それが3回あったはずだよ。なぜ要するに9時なんていう時間が今もって生きているのか僕は分からない。

もう一つ、ゆとり教育まで行く前だって、土曜日は半ドンだったんだよ。そうでしょう。であるにもかかわらず、警察は皆さん方が立てた札というか標識は、土曜日の半ドンなんか関係ないわけだよ。それで交通は規制されているわけだよ。そのこと自体に矛盾は感じませんか。

交通規制課長

小学校周辺の通行禁止の規定につきましては、通学児童の安全を目的としたものはもちろんでございますが、そのほかにも通勤の方々や買い物客など歩行者が生活道路を利用されるという方々の安全を確保するという目的を併せて行っている地域もございますので、したがって、通学時間帯である7時半、8時半、あるいは7時から8時半という形に絞っている地域もあれば、幹線道

路が混雑する時間帯を含めて7時から9時、あるいは夕方の16時から18時という形で規制を実施しているところもあります。

今後は更にきめ細かい規制を推進してまいりたいと考えております。

益田委員

まず16時から18時はちょっと後にしておきましょう、今買物客の話をされたから。商店街でも何でもないところでもなっているの。かなり無理しているのよ、答えが。

それから、今の朝の話、僕は土日の話もしているわけ。学校の、もっと言えば夏休みどうするのか、長い期間。皆さん方は絶対にさせないと、皆さん方権力でやっているわけだよ。そこには容赦ない。当たり前だよ、そんなもの、法律ですから、道交法ですから。容赦があってはいけないんだよ。だから捕まえるわけだよ。県民が何と思うか。別のところでやってちょうだいよとみんな言っていますよ。

夏休みの期間とか、土日とかというのは学校はやっていないの。子供の安全なんて、どこまでそういうことが通用すると思いますか。あなた、今それまで変だとは言えないだろうけれども、僕は絶対変だと思う。これは一般市民の感情ですよ。そういう規制をちゃんとやらない。3年たったよ、3年。僕はおかしいと思うんだけどどうでしょうか。

交通規制課長

確かに夏休み期間中や長期の休みの期間中は一定の時間帯の通学者、生徒や児童の通行の数が大きく変動することは当然あると思いますので、そういった意味では、そういった部分を一部除外するような形のきめ細かな規制の見直しを検討していきたいと思っておりますし、さらには、規制を実施する際には、細かい時間や日時というのは補助標識の形で表示することになりますので、そういった観点からも見やすく分かりやすい規制という観点からも検討していきたいと思っております。

益田委員

ありがとうございます。是非検討してくださいよ。

この前は何と答えたか。標識が非常に見にくくなる、複雑になって。だから、なかなか難しいんですよと、こう言ったの。僕に言わせたら、見にくい標識は一杯ある。車を止めなかったら読めないような標識があるよ、本当に。だから、分からない人は軽車両が入ってはいけないというのは軽自動車だと思った人いるんだから。軽車両と軽自動車は違うよね。だから標識が見やすくするというのはものすごく大事な視点だから。それでちゃんと県民が動きやすいようにしてもらいたいんですよ、僕が今言いたいのは。だからって僕が何か得する話ではないんだよ、これは。

それで、もう一つここで僕が申し上げたいのは、いわゆる環境問題との兼ね合いなんだけれども、NOXの問題についてはかなりいろいろなことが解決して、実際に事業者なんかディーゼルの規制についてもかなりのお金を投資して、県も投資してやったという部分もあったんですよ。東京では環七公害とか言われる、あれもかなり減ってきた。

さて、今CO2なんだよね。このCO2について、一番このCO2を排出しているというのかな、影響しているのが様々なところがあるんですけども、一番多いのは産業部門らしいんですが、実は運輸部門、交通部門が神奈川県の場合、20%を交通部門でCO2排出している。20%よ。そのうちの9割が自動車なの。ということは、CO2の排出を減らすために、みんな産業間でいろいろやっているけれども、皆さん方も協力しなければならないところに来ていますよ、今。

さて、そこで交通規制だけれども、要するに右折禁止だ左折禁止だとあるわけよ、メインストリートを走ってきて。どういう理由があるか分からないけれども、曲がっては駄目と。要するに真ん中の込んでいる道を走れという話なわけ、分かりやすい言葉で言うと。そうすると、CO2というのは同じ車、皆さん方はプロだからよくお分かりのとおり、エコドライブというのはどうやってやるんですかと聞いたら、アクセルをそっと踏んでくださいと言うんだな。それで、できれば、スピードは70キロが最高です。誰が街の中70キロで走っているのか。一番まずいのは止まっている状況、アイドリング、これが一番まずい。ということは、交通渋滞が一番まずいわけだよ、CO2の問題については。そうですね。ところが、皆さん方の規制というのは、考えようによっては込むところに込むところに車を集約させているんだよ。ほかを見なさいよ。こういうふうに僕は思っているけれども、反論があったら言って。

交通規制課長

自動車排出するCO2、二酸化炭素などの温室効果ガス、あるいは大気汚染の原因となる窒素酸化物等を削減するためには、交通混雑を緩和し自動車の発進停止回数を減少させて安定した走行を確保することが有効な対策であると我々も考えております。

県警察といたしましては、車両感知機から得た交通量をコンピューターにより解析して、交通需要の変化に応じた信号整備や交通情報板、カーナビゲーションなどへの情報提供を行い、交通の円滑化を推進しているところであります。

また、指定方向による渋滞ということでございますが、右折禁止などの指定方向外進行禁止規制につきましては、幹線道路を走行する車両が信号待ちや渋滞を避けるために生活道路に流入することを防ぐために、通勤や通学の時間帯等に規制しているところが多くあるところでございます。これらの規制につきましては、生活道路内における交通事故の発生防止を目的として、地元住民の方々の意見を踏まえまして実施しているものでございます。しかしながら、道路交通自体の変化や道路改良により規制の見直し要望が上がっている箇所につきましては、様々な意見を踏まえながら、交通の安全と円滑の両面から考慮しまして見直しを検討してまいりたいと考えております。

益田委員

僕が言ったことに対する感想は答えられないから、そういう答えしかないんだろうけれども、要するに渋滞しているところから、みんな少しでも掃いてあげれば、右でも左でも掃いてあげれば、ことCO2に関してはかなり違うだろうということは実際に県の環境農政局でも言っているわけだよ。例えば、今さがみ縦貫道というのを造っていますが、これはあとまだ10年くらいかかるのか

な、全部できるまで。その周りのところが整備されると、その自動車から排出されるガスの量が抑制されると。どういことがすごいかというと、県道面積から約15%、相模原市と愛川町を合わせた面積の樹木が吸収する二酸化炭素分に相当するということだよ。すごいことだと思いませんか。要は、排出ガスというのは、それほど環境汚染をしているわけだよ。

今、課長は生活道路に入るのを防ぐと言いましたよね。ところが、メインストリートをふさぐために、別の生活道路をう回させるということも起こっているのよ。現場に僕が連れて行ってあげてもいい。そういう一つの切り口だけで話をするのは権力の行使としてはまずいよ。

それと、具体的なことを言いますよ。自分が近いから言うのは嫌だったから言わなかったんだけど、丸子中山茅ヶ崎線というのがあるんです。これは横浜市から大和市に入ります。橋があります。そこは右折レーンがあるんです。それで、右折していきます、そこに。バス道路なんです。ところが、7時9時と16時18時は右折禁止なの。バス道路ですよ、右折禁止なの。右折レーンがあるんですよ。しかも、その右折ということは、左側から来る真っすぐの道もあるわけだ。そっち側から真っすぐ入ってくる分にはオーケーなの。右折と左折、上から来る左折というか、反対側から来る左折は禁止しているんだよ。本当にばかげた標識だと思いませんか。全部遮断するならいいよ。右方向からも左方向からも正面からも入れないということだったらい。そうではないんだ。この理由を聞いた。調べた。40年前に、40年ですよ、40年前にそこで団地を開発した。40年前だから、自動車社会が大したことない時代だから、そのときにそういうことを決めて、40年たって、みんながそこを曲がらなければ大変だと言っているにもかかわらず、おたくはやらないんだ。40年だ。そういうことで、それがもしかしたら権力の乱用と言われたってしょうがないよ。僕は裁判した方がいいと言っているんだよ、本当の話。そういう箇所が一杯あるの。

CO2の問題で、一方ではみんなが大騒ぎしてやっているわけだよ。なおかつ皆さん方はこんなところが30キロ走行でいいのかと言っているようなところも30キロに制限しているわけ。ところがあるんですよ、皆さんうなずくと思います。30キロなんて一番まずい、CO2については。だから、環境問題というのは、今まで頭の中になかったのはよく分かるけれども、これからは環境問題というものも頭の中に入れて、今後ちゃんとやってほしいというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

交通規制課長

先ほども申し上げましたとおり、自動車が円滑により発進停止回数を減少させて安定した走行を確保することがCO2の削減、地球温暖化の防止対策につきましても有効な対策であると考えておりますので、交通渋滞箇所につきましては、道路管理者に対して道路拡幅や交差点改良を働き掛けるとともに、県警察におきましても合理的な交通規制を実施することによって、渋滞の緩和、地球温暖化対策を図りたいと考えております。

益田委員

これもこれ以上質問しようがない。僕は、この問題は交通規制のいわゆる進入禁止だとか時間の規制というのは、ちゃんと署で調査した方がいい。どれほ

ど使っている人が不便を感じているか。それで、しかもCO₂をばらまくようだよ。あんなに渋滞させておくのだから、わざと。わざとだよ、僕に言わせれば。逃がす道は一杯あるんだよ、生活道路でなくたって。それで何がどういう原因か知らないけれども、もしかしたら規制がおれたちの権限だなんて思ってやっているのかもしれない。そうだとしたらとんでもない話であって、絶対規制はもう一回見直してもらいたい。これはこれで要望しておきます。

それともう一つ、実は僕がタクシーの運転手さんに聞いたの。それまで気が付かなかったんだけど、夜、信号機ありますよね、広い道路で信号機が昼間と夜で赤から青になったりするのが変わると言われたのね。それで、夜中に人がほとんどいないのにもかかわらず、何回もその道だと止まって、またアクセルを踏んで出掛けると。こういうことになっているんですというふうに言うのよ。その人もそれほどCO₂について詳しいとは思わないけれども、環境問題から考えてどうだろうと、こういう話になったの。これについて答えてほしい。

交通規制課長

委員御質問の信号機が青、黄色、赤と一巡する秒数のことを信号サイクルというふうに称しておりますが、このサイクルにつきましては、短か過ぎると交通渋滞の原因になりますし、また長過ぎますと、また無駄な待ち時間が長くなるということから、信号サイクルは交通量や交差点の大きさなどを踏まえて秒数を決めているところであります。

信号サイクルを変化させている目的につきましては、まず一般的に夜間帯は通行車両が少なくなるということから、昼間帯よりもサイクルを短くしまして、赤信号による無駄な待ち時間を短縮しております。昼間帯の交通需要が多い時間帯につきましては、逆にサイクルを長く運用しまして、交通渋滞の発生を防止しているというものであります。

もう一つ、また交通が閑散な夜間帯におきましては、隣接する信号機がそれぞれ関連付けて運用されておりますため、青信号で多くの交差点を通行しようとする余地、走行速度が速くなるということが懸念されます。そこで、隣接する信号機の青色表示を制限速度による走行のタイミングに合わせて変えていくことによりまして、高速走行を抑制し、重大事故の防止を図っているという路線も県内にあるところであります。

益田委員

そうですね。恐らく交通事故の問題だと思いますよ。やっぱりすいているとどうしても飛ばすからね。それはそれで大事なことですけれども、だからといって、この問題はそれほど大きな問題だと思っていませんが、そうやってやるときにも、CO₂の問題は考えた方がいいですよ。CO₂が必ずしも温暖化の元凶だというふうには私も思っておりません。すべての元凶と思っておりませんよ。それだっていろいろな学者がいるわけでしょう。北極の氷が解けているけれども、南極は解けていないとか。解けて海があふれるのではないかと。いやアルキメデスの原理から言って水があふれるわけではないかという学者もいて、それはどっちでも、それぞれ学者が言っていることだからいいことだけれども、少なくともCO₂が温暖化というものを促進している

のは間違いない、進めていることは。だから、そういう視点をちゃんと持ってやってもらいたいということを申し上げておきますよ。今の件も含めてね。

最後、このテーマの最後に、平成18年から警察庁、それから経産省、国土交通省、環境省、これでエコドライブの普及連絡会というのをつくりましたね。これは正に今僕が言ってきたエコドライブという問題、環境という問題に対して取組を始めたわけですが、この普及について具体的な取組があったら教えていただけますか。

交通規制課長

エコドライブは交通公害防止や安全運転に寄与するという認識の下で、県警察におきましてもエコドライブの普及を促進するため、広報啓発を推進しております。現在までの具体的な取組としましては、交通情報板を活用したエコドライブ推進の広報啓発や、県警ホームページにエコドライブ10のすすめという10項目の情報提供、またラジオ放送を活用した広報啓発やポスター、チラシの配布、関係団体とのキャンペーンなどを行っております。

また、国や県などの交通環境対策の部局やエコドライブの専門機関、自動車のディーラーや運送事業者などで構成しますかながわエコドライブ推進協議会という協議会に委員として私が参画しておりますことから、今後もエコドライブの普及に当たって連携を図ってまいりたいと思っております。

益田委員

大いにエコドライブについてやってほしいです。ただ、一つだけ警察でも頭の中に入れておいてほしいのは、何でもかんでも民間にやってもらうみたいな考え方はおやめになった方がよろしいですよ、本当。自動車の開発も、排気ガスが出ないようにちゃんとやれとか、そこではみんなやっているわけよ。だけれども、一方で皆さん方の権力で取り締まったり規制をかけているところが、そういうことの引き金になっているぞということを分かった上である程度やってくれないと、エコドライブの話も何か知らないけれども、どこかでだれかがやるのではないかみたいになってしまうのが非常に怖いから。だってそうでしょう。エコドライブって最終的には運転する個人の問題になるわけだよ。エコドライブというぐらいだから。ドライバーのモラルとか意識の高さに頼るしかないわけだから。だから、そういうときに皆さん方がそちら側をきっちり引張れるようなことをやってほしいなということを要望しておきます。

次、もう一問。テーマは一つ。業務負担の軽減についてであります。これは、前からやっておりまして、私も前期もその前のときもそうでしたけれども、特に今回は警察職員の方のことはちょっとこちらに置いておいて、いわゆる会計職員のことについてをテーマにやりたいと思います。会計職員に絞って答えていただければ結構でございますので、お願いしたいと思います。

何でこういうことを私が言い始めたかということ、先ほどもちょっとありましたけれども、いわゆる不適正経理の問題でいろいろなことがあるわけですが、前回の常任委員会でコピー用紙だとか文房具だとか、各警察で共通して買っているものは本部で一括して購入した方がいいのではないのというふうに申し上げましたよね。そうしたら、今後検討していきます、こういうふう

おっしゃっていました。検討する、当たり前のことだとも思いましたけれども、ちょっとその結果を教えてくださいませんか。

警察本部会計課長

現在、警察署ごとに契約して購入している物品、一般的には事務用品でございます。例えばボールペンでありますとか鉛筆だとかファイルだとか、結構一杯あるんですけれども、こういうものは結構警察本部で買っているものと似たりよったりのものが一杯あります。そういうこともありまして、今後ではございますけれども、警察本部での一括購入をやっていきたい、このように思っております。

そういう意味では、警察署の方の負担が減っていきたくて考えております。ただ、一方で、警察署特有の消耗品というのがございまして、例えばフィルムだとか、免許証の台紙だとか、こういうものにつきましては、引き続き、これは警察署でしか対応できないと思っております、必要な紙も違いますので、そういうことはやっていきたくて思っております。

益田委員

それで、今度またちょっと角度を変えますが、この前言ったことで、信号機の電気代の支払を、今までも皆さん方はそんな顔をして僕の質問を聞いていたけれども、これもやっぱりどう考えても不適正経理の温床になり得るんだよ。だって、発注そのものは交通部でしょう、信号機は。お金を払うのは各署の会計でしょう。使っている者と払う者が離れてしまっているわけだよ。それで、現場に行って聞くと、私どもに信号機が何基あるかもよく分かりませんし、言われたから急に調べたところもあつたけれども、感知機が何個あつたかも分かりませんとかね。だけれども、ちゃんと請求書が来ているからちゃんと払っているわけだ、電力会社に。そうですね。

それで、僕はこの仕組みは絶対変えた方がいい。だって使っている人が物を発注した、電気を使うと発注した人が、払う者に何も関係性を持たないなんてあり得ないよ、普通、こんなこと。役所だってこんなのないと思うよ。特殊な世界だと思いますよ、警察というのは。そこです、警察本部で一括手続するという、こういう話でしたけれども、これはどうなりましたか。

警察本部会計課長

委員御指摘のとおりでございまして、今現在この信号機の電気料につきましては、警察署の方で支払をしております。今後になりますけれども、警察本部で一括手続するためには、交通安全施設のデータベース化というのをやっていきます。信号機だとか感知機だとか、標識の。それを終わらせるということがまず一つ的前提だと思っております。

もう一つは、関係機関、例えば東京電力とか、請求書が署の方に行ってしまうので、そういうものを全部まとめて警察本部にできると思っているんですけれども、そういう問題もありますので、これらを全部整理しまして、今移行に向けて前向きではありますけれども、更なる検討ということで進めていきたいと思っております。

益田委員

意地悪い質問でごめんね。信号機がLED化されているではないか。これもしかしたら交通かもしれないけど、あの信号機をLED化するということを決めるのはどこのセクションですか。

交通規制課長

信号機のLED化につきましては、交通安全施設の整備の予算を執行する形によりまして、LED化を交通規制課で進めているところであります。

益田委員

会計課の方は、どこがLED化されたというのは把握できていないんでしょう。どうぞ、答えて。

交通規制課長

信号機の新設や改良につきましては、警察本部の交通規制課と、各警察署がそれぞれ施設台帳を作成し保管しておりますので、正確に警察本部交通規制課と各警察署が把握しているということでもあります。

益田委員

では、LEDって僕は分からないんだけど、入れるときは結構高いんでしょう。それでランニングコストは非常に安いというではないか、使用料がね。それで、何ぼ入れたら何ぼ下がったかというのはちゃんと検証しなければならないよね。当たり前なことだって、皆様方は税金を使っているんだから。タックスペイヤーから見たら、そのぐらいのことやってくれるの当たり前だと思っているわけ。今すぐそれを出してと言わないから、そんな無謀なことはここで言わないから、だけれども、おかしいと思いませんか。LED化されたところが何箇所なのかよく分からないんだ、会計課の方は。分からないの、間違いなく。だって、付けたところがよく分からないというんだから、箇所数が。それで、先ほどの話ではないけれども、何かと会計課はお金がありませんから、何もできませんと言っているわけよ。片一方では、お金を浮かそうと一生懸命やっているわけでしょう、LED化したりなんかして。そういうことをどのセクションでちゃんとやるのか決めてもらいたいよ。信号機の支払については、もちろんお金の出し入れは会計だよ。それにしたって、どっちがどっちだか分からないなんて、そんな行政は許されませんよ。僕は言うておくけれども、これは、実は非常に根深い問題でして、不適正経理の温床中の温床ですよ。だから、ちゃんとこういうことはおやめになった方がいいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それで、この前会計職員について、アンケートをちゃんととって、現場は結構あごを出していると、こういう僕は話をしました。ちょっとこの次にもう一問だけ聞きますけれども、いわゆる拾得物との兼ね合いで、大変な思いしていて、もう打ち込みだけで土日出ていて、残業もしてなんて言っているわけだよ。そういう大変な思いをして、仕事だからやれと。それまでの話なんだろうけれども、そうであれば、やっぱりちゃんと要望を吸い上げた方がいいですよと、そういうふうに言いましたが、要望、意見は上がってきましたか。

警察本部会計課長

現場の業務軽減ということいろいろ話は聞きました。その中で一番多かったのは、遺失物の関係でありますけれども、例えば施設占有者から拾得物の提

出ということがあるんですけれども、電子データではなくて手書きで持ってきてくれる方が結構多くて、今後やはり電子データによる提出をお願いしたいということがあったものですから、私どもちょっとまたあちこち回らして、協力依頼しているところがございます。一つ最近の例ですと、2日前、9月28日ですけれども、ランドマークタワーの店長会というのがございます、この説明会に参加しまして、電子データの関係の提出をお願いしたということがございます。ちょっと一例ですけれども、こういうこともやっております。

益田委員

大きい特定のところから電子データを出してもらおうというのは絶対やった方がいいよ。非協力的な大手デパートあるの知っているの。駄目だよ。ああいうことには、皆さん方の得意の権力を使って、中央からやった方がいいよ、本当に。

それで、自分のところのサービスですよ、本来その店舗にすれば。そんなものの問題、落とし物なんていうのは、おれたちに関係ない、警察に行けばいいんだという、そういうことを皆様方が認めている限り、もう電子データというか、データ入力のためにえらい苦労しているということを考えたら、今ちょっとおっしゃっていたところはちゃんとおやりになった方がいいということをお前も言いましたが、もう一回申し上げておきます。

それから、この前24時間遺失物の問い合わせに応じるセンター、これを開設して、それで24時間ちゃんとそれをやるようにした方がいいですよと、こういうふうに申し上げたんですが、そうしたら、それいろいろ検証するとか何とかと皆様方おっしゃったので、その検証結果、それから24時間運用、だってこれは落とす方が、時間を気にして、今ごろ役所は閉まっているから、落とすのをやめるよということではないんだから。だから、そういうことを考えた場合、24時間運用って、僕大事だと思うんだけど、この2点、いわゆる検証結果とそれを教えてもらいたい。

警察本部会計課長

24時間運用につきましては、前から委員の方から言われていることがありますけれども、この関係で例えば人を増やすなんていうのもなかなか難しいというのは承知して言っているんですけれども、特にこの24時間運用につきましては、結構通常の執務時間と同じレベルまでの対応というのはなかなか難しいと思っております。そういうこともありまして、照会対応ということではありますけれども、24時間は無理なものですから、例えば警察本部の当直員で対応させることができるかどうか、総務警務担当の当直員ですけれども、そういうことについて今検討しているところがございます。

益田委員

これは正に県民に対する警察本部のサービスの部分だと思いますよ、県民に対してのね。だけれども、やっぱり落とした人はそれなりのショックがあったり、様々な問題があるわけなので、何とか少しでも、届けるということは非常に重要なことで、その届ける先も閉じられているということについて、いろいろな意見というか県民の声があるわけだから、当直が全部できるとは思わない

けれども、少なくとも警察が一回受けたよと、こういう流れだけはおつってやってほしいと思うんだけど、いかがですか。

警察本部会計課長

今委員がおっしゃったとおりだと思っておりますので、またちょっと更に私の方は検討を進めて、実現できるようにやっていきたいと思っております。

益田委員

これは今日の最後の質問ですが、僕は最初から申し上げましたとおり、現場の職員の人たちの負担軽減というのは非常に大事だと。そういうことで、少しでも負担を軽くしてあげることが、特に経理なんかやっている場合は、ああいう問題も起きてくる危険性もあるわけだから、なるべく心身ともに健康な状態でやってほしいというふうに思っておりますが、負担軽減になる施策というのは上で考えても仕方がない。会計課長の方が考えてあげるしかないんだけど、何か考えているものがあれば言ってください。

警察本部会計課長

特に警察署で一番大変な業務というのは、遺失物の関係が占める部分が多くございます。そういう意味では、先ほども遺失物、拾得物の電子データという形でお話をしましたけれども、私どもは専用ソフトをつくりまして、お配りして、それを打ち込むだけでもうできてくれるというような形を考えておりまして、それを無償配布していけば、結構負担も減ってくるかなと、こういうことを考えて今やっているところでございます。

益田委員

皆さん方の職場の人だから、益田さん、そこまで考えなくてもいいよと言われたら、はい、そうですかとなるんだけど、少なくとも我々は皆さん方に触れたり守られたりしながら、我々の市民生活があるんですから。課長、何か言い忘れたことありますか。

警察本部会計課長

負担軽減ということでいろいろあるんですけれども、例えば犬猫の関係もいろいろございまして、例えば行政機関におけます所有者の判明しない犬猫あるいは小動物の24時間取扱対策についてでございます。これはいろいろと働き掛けを始めているところではあるんですが、一つは動物関係でございますけれども、県の食品衛生課というところを窓口にいたしまして、動物愛護法に基づく行政の24時間引取りについて対応を要請しておるところでございます。さらに、県の方と現場の業務負担軽減につながる施策として検討を始めたところでございます。

それと、これにつきましては、今、政令指定都市三つございますけれども、それに加えて、横須賀市、藤沢市の中核都市に対しても個別に同様の申入れをしていきたいと、このように考えているところです。

益田委員

いろいろな問題はまた後日やりますので、これは警察官の方にもかなり負担がかかっている問題でありますから、またやりますが、いずれにしても川崎市辺りがかなりいろいろ前向きにやってもらって、現場はかなり助かっているという話も伺っておりますので、今日は会計課の職員に絞ってお話を伺いました

が、とにかく現場が精神的にも肉体的にも健康的な、そういう状態で県民のために働いてもらえるようにやってやってくださいよ、ということをよくお願いいたします。